

特殊病害虫ミカンコミバエ種群のトラップ調査結果に伴う 家庭栽培果樹等への定着・蔓延防止対策の協力について（周知）

八重山諸島では、昭和 61（1986 年）2 月に、特殊病害虫ミカンコミバエ群種の根絶が確認されておりますが、これらは、近年、台湾、東南アジア、ミクロネシアの諸国、ハワイ等に分布し、その発生地域から体長 7.5mm 程のミカンコミバエが、吹込み風に乗って島内に飛来しているものと考えられ、今年 5 月に 2 匹、6 月に 5 匹、計 7 匹が、トラップ調査で確認されています。2017（平成 29 年）の 4 年前には、34 匹が確認され、島内全域を防除した事例があります。

ミカンコミバエは、カンキツ類だけでなくパパイヤ、マンゴー、バンシロウ、バナナ、アセロラ、トマト、ピーマン等の果菜にも産卵し、その幼虫（白いウジ）が加害し、腐敗します。

現在、沖縄県特殊病害虫防除対策八重山支部を中心に、ミバエ誘殺板（テックス板）の市街地設置や山林散布といった定期防除、市内 44 箇所に誘引剤入トラップを設置し、定期的に侵入警戒調査を実施しております。しかしながら、今後、飛来したミカンコミバエが定着し蔓延化すると、植物防疫法に基づく緊急防除として、島外への果実の移動規制など厳しい措置がとられる場合があります。

これから、各ご家庭で栽培のマンゴーやグアバ等の果実、果菜類が実り始めることと存じますが、特殊病害虫の定着・蔓延拡大を防止するため、以下の対策につきまして、ご理解・ご協力をお願いいたします。

記

- 1 ミカンコミバエの産卵場所をつくらせないため、庭先の落下果実や熟果は、放置せずビニール袋などで密閉のうえ廃棄をお願いします。
- 2 委託業者により年 4 回程度、誘殺板を市内全域に設置しておりますが、緊急的に追加設置する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。
- 3 山林等の防除対策は、ヘリによる誘殺板散布を行っております。
- 4 庭先の果実、果菜類にウジが発生しているなどの異常がある場合は、下記の機関までご連絡ください。

(1)	石垣市農林水産商工部農政経済課	TEL 8 2-1 3 0 7
(2)	沖縄県病害虫防除技術センター八重山駐在	TEL 8 2-4 9 3 3
(3)	〃 八重山農林水産振興センタースタッフ	TEL 8 2-3 0 4 3
(4)	〃 農業改良普及課	TEL 8 2-3 4 9 7

令和 3 年 7 月 1 日

石垣市長 中山義隆

ミカンコミバエ根絶の経過

ミカンコミバエは大正8年（1919年）に沖縄群島の嘉手納で確認され、当時すでに県全域に発生していたものと考えられています。

大正11年（1922年）、柑橘（カンキツ）等の県外出荷が禁止され、また、みかん類・熱帯果実等の被害が多発し、果樹振興の大きな阻害要因となりました。

昭和47年（1972年）年の本土復帰と同時に、ミカンコミバエ根絶防除事業がスタートしました。

この根絶防除事業は、県全域を沖縄群島と宮古・八重山群島の2地域に分け、「誘殺テックス板による雄除去法」を用いて実施しました。

沖縄群島においては、昭和52年度（1977年度）から防除を実施した結果、昭和57年（1982年）8月に根絶が確認され、沖縄群島はミカンコミバエ発生地域指定が解除されました。

沖縄群島でのミカンコミバエ根絶を踏まえ、昭和57年度（1982年度）から宮古・八重山群島における根絶防除を開始しました。

その結果、宮古群島では昭和59年（1984年）11月、八重山群島では昭和61年（1986年）2月に根絶が確認され、八重山群島の根絶をもって沖縄県全域のミカンコミバエ発生地域の指定が解除されました。

※ 出典：沖縄県病害虫防除技術センター